

機密性 1

警察庁丙組組一発第 69 号
警察庁丙備企発第 63 号
令和 6 年 5 月 10 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長 殿
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 190）

この度、別添のとおり「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和 6 年 5 月 10 日付け外務省告示第 144 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件」（令和 6 年 5 月 10 日付け国家公安委員会告示第 23 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、テロリスト等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍

結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、テロリスト等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

して個人及びアメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象と

○ 外務省告示第百四十四号

人及びアメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表（令和

なる個人及び団体の一部を次のように改正する。

に次の令和六年五月十日改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を
改正後欄に掲げた規定の以下の「対象規定」という。）は、当該対象規定

外務大臣 上川 陽子

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～ 26. [略]</p> <p><u>27.</u> 削除</p> <p><u>28.</u> 削除</p> <p>29. ～ 64. [略]</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～ 26. [同左]</p> <p><u>27.</u> コロンビア自警軍連合 (AUC) (別名:アウトデフェンシ ヤス・ウニダス・デ・コロンビア) United Self-Defence Forces /Group of Colombia (AUC) (a.k.a. :Autodefensas Unidas de Colombia)</p> <p><u>28.</u> コロンビア革命軍 Revolutionary Armed Forces of Colombia (FARC)</p> <p>29. ～ 64. [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件

○国家公安委員会告示第二十三号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第七条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定を取り消すので、同法第七条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年五月十日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

1 名称 コロンビア自警軍連合（United Self-Defence Forces／Group of Colombia（AUC））

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-16

指定の取消しの根拠となる条項 第七条第一項第二号

その他参考となるべき事項 取消し前の指定の有効期間が満了する年月日：令和6年10月29日

2 名称 コロンビア革命軍（Revolutionary Armed Forces of Colombia（FARC））

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-17

指定の取消しの根拠となる条項 第七条第一項第二号

その他参考となるべき事項 取消し前の指定の有効期間が満了する年月日：令和6年10月29日

令和6年5月10日

特定事業者関係行政庁担当課・室長 殿

財務省国際局調査課対外取引管理室長 山下 弘史

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

平素より大変お世話になっております。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第16条第1項、第21条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）に対する資産凍結等の措置を講じております。

今般、別添のとおり「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和6年5月10日付外務省告示第144号）により、制裁対象者が削除されました。

つきましては、所管する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に対し、以下の内容及び別添を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・特定事業者の管理者は、別添の内容について当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。
- ・特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のURLを参照するよう、併せて周知願います。

【資産凍結等の措置の概要】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html

【制裁対象者リスト】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame

e/economic_sanctions/list.html

(参考)

外為法に基づく資産凍結等の措置については、外務省告示により措置の対象となる個人・団体を指定し、当該個人・団体向けの支払及び当該個人・団体との間の資本取引等が規制の対象となっております。

当該規制の対象となる支払とは、①当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る暗号資産、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）、②①に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）及び③相殺及び貸借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為をいいます。

また、当該規制対象となる資本取引等とは、居住者と非居住者との間の預金取引、信託取引又は金銭の貸付取引等をいいます。

連絡先：〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省国際局調査課対外取引管理室 電話 03-3581-4111（内線 6456）
--

以上

して個人及びアメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象と

○ 外務省告示第四百四十四号

人及びアメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表（令和

なる個人及び団体の一部を次のように改正する。

に次の令和六年五月十日改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を
改正後欄に掲げた規定の以下の改正規程と改める。は、当該対象規定

外務大臣 上川 陽子

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～26. [略]</p> <p><u>27.</u> 削除</p> <p><u>28.</u> 削除</p> <p>29. ～64. [略]</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～26. [同左]</p> <p><u>27.</u> コロンビア自警軍連合(AUC) (別名:アウトデフェンシヤス・ウニダス・デ・コロンビア) United Self-Defence Forces /Group of Colombia (AUC) (a. k. a. :Autodefensas Unidas de Colombia)</p> <p><u>28.</u> コロンビア革命軍 Revolutionary Armed Forces of Colombia (FARC)</p> <p>29. ～64. [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	